

各位

株式会社みずほ銀行

一時払生前給付保険「ハッピーリターン」の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2011年6月6日(月)より、全国の本支店で、一時払生前給付保険「ハッピーリターン」【正式名称:一時払生前給付保険(3大疾病保障・低解約払戻金型)、引受保険会社:マスマチュアル生命保険株式会社】の取り扱いを開始いたします。

「ハッピーリターン」は、3大疾病[がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中]や死亡・高度障害に対する保障に加えて、給付金の支払対象とならずに満期を迎えた場合にも、お払込みいただいた保険料以上の金額をお受け取りいただける保険商品です。

当行では、万一に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客様の豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、様々な保険商品の取り扱いを行っております。

「ハッピーリターン」の主な特徴は以下のとおりです。
(商品のしくみ、留意事項については別紙をご参照願います。)

主な特徴

1. 満期金は一時払保険料を上回ります

3大疾病(*1)・高度障害・死亡給付金の支払対象とならずに保険期間(*2)が満了した場合には、一時払保険料以上の満期金(健康還付給付金)をお受け取りいただけます。

2. 保険期間中、3大疾病(*1)を保障します

保険期間中に所定のがん(悪性新生物)と診断された場合や、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になったと診断された場合は、給付金をお受け取りいただけます。この時お受け取りいただける給付金は、お払込みいただいた保険料を上回る金額となります(*3、4、5)。

3. 保険期間中、死亡、高度障害を保障します

保険期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いします。また、所定の高度障害状態になった場合は、被保険者に高度障害給付金をお支払いします(*3、4、5)。

(*1) 3大疾病とは「がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中」をいいます。

(*2) 本商品には「満期金 105%タイプ」と「満期金 養老タイプ」があり、それぞれ保険期間は20年満期と100歳満期となります。

(*3) お受け取りいただける金額は、被保険者の性別、ご加入時における年齢等によって異なります。

(*4) 3大疾病給付金額、死亡給付金額および高度障害給付金額は同額です。

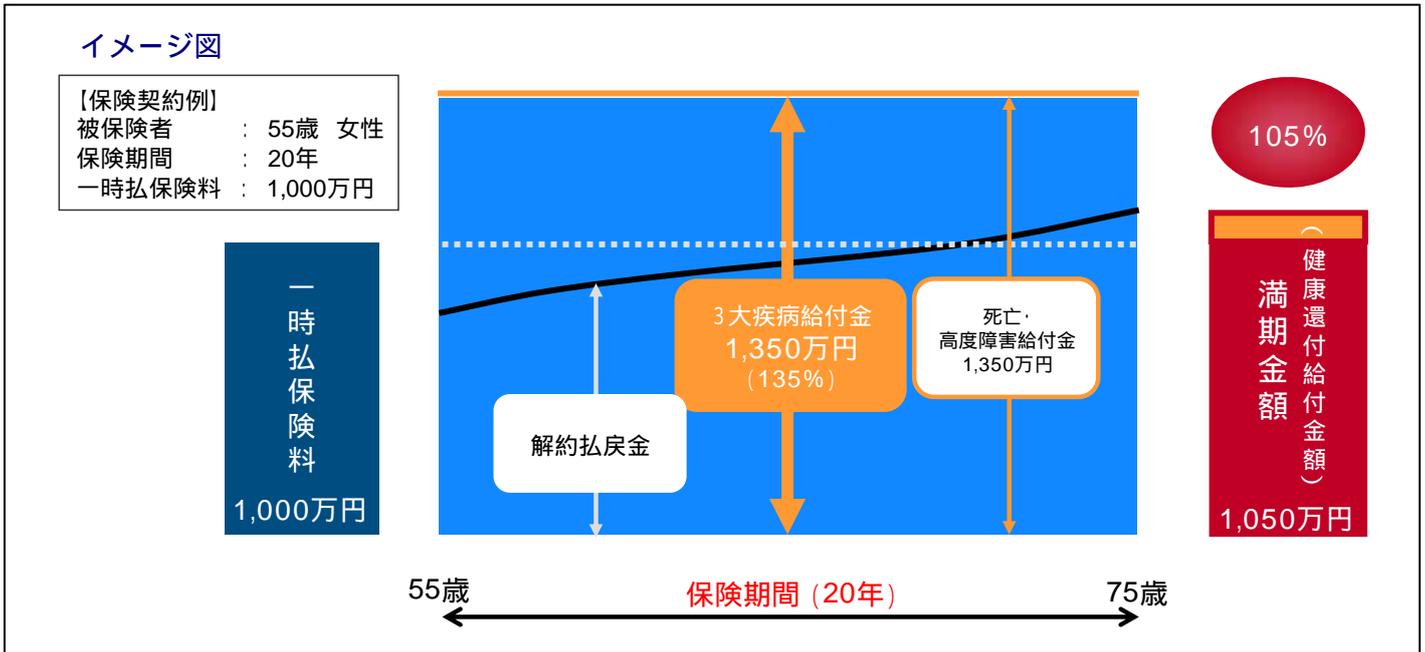
(*5) 給付金にはそれぞれお支払いするにあたって所定の条件が定められております。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

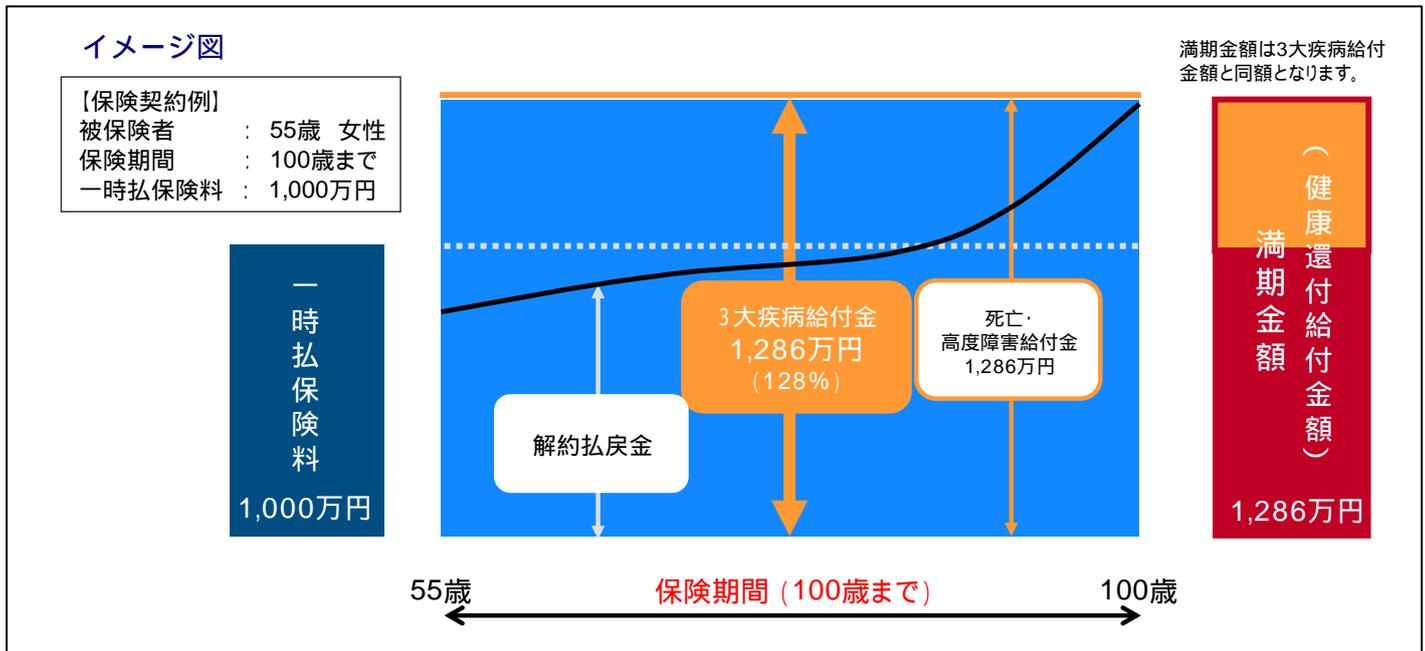
以上

「ハッピーリターン」のしくみ(イメージ図)

「満期金 105%タイプ」



「満期金 養老タイプ」



上記はイメージ図です。

以上

ご契約のお取り扱い

項目	内容	
	「満期金 105%タイプ」	「満期金 養老タイプ」
保険期間	20年満了	100歳満了
契約年齢範囲 (被保険者の満年齢)	20～70歳	50～80歳
満期金額 (健康還付給付金額)	一時払保険料相当額の 105%となる金額	3大疾病給付金と同額
各給付金のお支払事由	<p>(1) 3大疾病給付金 保険期間中にがん(悪性新生物)と診断されたとき、または、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態となったと診断されたとき</p> <p>(2) 高度障害給付金 被保険者が責任開始日(契約日)以後に発生した傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態となったとき</p> <p>(3) 死亡給付金 被保険者が保険期間中に亡くなられたとき</p> <p>(4) 満期金(健康還付給付金) 他の給付金の支払事由に該当せずに被保険者が保険期間満了時まで生存したとき</p> <p>お支払対象となる「がん(悪性新生物)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「高度障害」の詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</p> <p>3大疾病給付金、高度障害給付金、死亡給付金は、重複してお受け取りいただくことはできません。いずれかの給付金をお支払いした場合、その給付金のお支払事由に該当した時からご契約は消滅します。</p>	
一時払保険料・給付金額範囲	<p>一時払保険料、給付金額は下記(1)、(2)、(3)を満たす範囲</p> <p>(1) 一時払保険料:300万円以上(1万円単位)</p> <p>(2) 給付金額 5,000万円以下</p> <p>同一被保険者において、本商品の3大疾病給付金額と引受保険会社における既契約の3大成人病保障定期(終身)保険の3大成人病保険金額を通算して5,000万円以下</p> <p>同一被保険者に関して、本商品の死亡給付金額と、引受保険会社における既契約(*)の死亡保険金額等の所定の金額を通算して、5億円以下</p> <p>* 通増定期保険契約を除く</p>	

(次ページへ続く)

	<p>(3) 給付金額(*)と一時払保険料の差額</p> <table border="1"> <tr> <td>39歳以下</td> <td>1,500万円以下</td> </tr> <tr> <td>40歳以上</td> <td>1,200万円以下</td> </tr> </table> <p>* 同一被保険者に関して、過去5年以内に告知書扱で締結している、引受保険会社における他の保険契約の死亡保険金額等の所定の金額を通算します</p> <p>給付金額は、一時払保険料、保険期間、契約年齢(被保険者の満年齢)、性別等によって異なります</p> <p>3大疾病給付金、高度障害給付金、死亡給付金は同額です</p>	39歳以下	1,500万円以下	40歳以上	1,200万円以下
39歳以下	1,500万円以下				
40歳以上	1,200万円以下				
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金扱いのみ)				
告知項目	5項目の健康告知				

【生命保険商品のご留意事項】

当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。

生命保険商品を中途解約した場合には、経過期間・運用実績・市場価格調整・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあります。

引受保険会社の経営破綻等により、既払込保険料相当額の最低保証金額、死亡保険金(死亡給付金)額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額、入院給付金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以上